

第1回 苫小牧市健康づくり推進協議会 議事録	
日 時	平成29年7月5日（水） 18：30～19：20
場 所	市役所9階会議室
出席委員	板野委員、遠藤委員、片岡委員、斉藤委員、佐藤（法）委員、佐藤（芳）委員、白鳥委員、杉村委員、高柳委員、田中委員、久木委員、深澤委員、本間委員（敬称略、五十音順）
事務局	健康こども部健康支援課
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開 会 2 委嘱状交付式 3 市長挨拶 4 委員自己紹介 5 事務局紹介 6 苫小牧市健康づくり推進協議会設置要綱について 7 委員長、副委員長の選出について 8 議事 <ol style="list-style-type: none"> （1）第2次健康増進計画の概要について （2）市民アンケート実施について 9 その他 10 閉 会

発 言 者	発 言 内 容
事務局 (健康支援課長補佐)	<p>定刻になりましたので、ただいまから、苫小牧市健康づくり推進協議会を開催いたします。皆様におかれましては、大変御多忙の中、御出席を賜りましたことに心より感謝申し上げます。</p> <p>はじめに、岩倉市長から、委員の皆様へ委嘱状を交付いたします。</p>
〈委嘱状の交付〉	
事務局 (健康支援課長補佐)	<p>続きまして、岩倉市長から御挨拶申し上げます。</p>
〈岩倉市長挨拶〉	
事務局 (健康支援課長補佐)	<p>ありがとうございました。</p> <p>大変申し訳ございませんが、市長は他の公務がございますので、ここで退席させていただきます。</p>
〈市長退席〉	
事務局 (健康支援課長補佐)	<p>続きまして、委員の皆様から自己紹介をいただきたいと存じます。</p>
〈各委員自己紹介〉	
事務局 (健康支援課長補佐)	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして事務局の職員を紹介いたします。</p>
〈事務局職員紹介〉	
事務局 (健康支援課長補佐)	<p>続きまして、苫小牧市健康づくり推進協議会設置要綱について御説明いたします。</p>
事務局 (健康支援課長)	<p>お手元の資料1を御覧ください。健康づくり推進協議会設置要綱でございますが、第1条(設置)について、こちらは健康増進法第8条第2項に基づく健康増進計画の策定及び総合的かつ効果的な推進にあたり、広く市民及び関係者の意見を反映させるために本協議会を設置しております。</p> <p>第2条の所掌事項について、1つ目は、健康増進計画の策定、推進及び評価に関すること。2つ目は、健康づくり推進における施策に関すること。3つ目は、その他、目的を達成するために必要な事項となっております。</p> <p>第3条(組織)について、協議会は、委員15人以内をもって組織することとしております。</p> <p>第4条について、委員の任期は2年としております。ただし、今回は設置初年度となっており、今回の任期につきましては本日(7月5日)から平成31年3月31日までとなっております。</p> <p>第5条について、委員長及び副委員長は各1名を置くこととなっており、委員長は委員の互選により決定いたします。副委員長は、委員長の指</p>

	<p>名により決定いたします。また、委員長は協議会の司会を務め、意見を取りまとめていただきます。副委員長は、委員長を補佐することになります。</p> <p>次に裏面を御覧ください。第9条（会議等の公開）について、この協議会は特別な理由を除きまして公開することとなっております。協議会の議事録を市のホームページで公開いたしますので、よろしく願いいたします。</p> <p>以上簡単ではございますが、本協議会の設置について説明を終わります。</p>
事務局 (健康支援課長補佐)	<p>それでは引き続き、委員長・副委員長の選出を行います。苫小牧市健康づくり推進協議会設置要綱第5条により、協議会に委員長・副委員長を各1人置くこととなっております、委員長の選出につきましては、第5条第2項に、「委員長は、委員の互選により決定する。」と規定されております。また、第5条第3項に、「副委員長は、委員長の指名により決定する。」ということとなっております。</p> <p>それでは、ここでお諮りいたしますが、まず委員長をどのような方法で選出するかお伺いいたします。</p>
「事務局一任」の声あり	
事務局 (健康支援課長補佐)	<p>事務局一任のお声があがりましたので、そのようにさせていただいてよろしいでしょうか。</p> <p>ありがとうございます。</p>
「異議なし」の声あり	
事務局 (健康支援課長補佐)	<p>それでは事務局から委員長を選出させていただきます。苫小牧医師会推薦の高柳委員にお願いしたいと思います。それでは、高柳委員長、中央の席にお移り願います。</p> <p>早速ですが、委員長の方から、副委員長の御指名をお願いいたします。</p>
高柳委員長	<p>それでは、副委員長は東胆振精神保健協会推薦の片岡委員にお願いしたいと思います。</p>
事務局 (健康支援課長補佐)	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、高柳委員長から御挨拶をお願いいたします。</p>
高柳委員長	<p>前回の1次計画策定時の懇話会にも参加しておりましたので、流れは大体わかっていますが、私なりに健康づくりのプランに対して忌憚の無い御意見をいただければと思っております。</p> <p>御協力よろしく願いいたします。</p>
事務局 (健康支援課長補佐)	<p>ありがとうございました。続きまして、片岡副委員長から御挨拶をお願いいたします。</p>

片岡副委員長	<p>私は精神科の医師として働いております。これから高齢者がどんどん増えていく状況、子どもが育っていく中で心の問題、我々働き盛りの心の問題、あるいは子育てをされるお母さんの心の問題など、広く関係機関に関わりのある課題であると思っております。</p> <p>その点について、皆さんと協力していきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
事務局 (健康支援課長補佐)	<p>ありがとうございました。これからの進行は、苫小牧市健康づくり推進協議会設置要綱第5条第4項に基づき、委員長に進めていただきます。</p> <p>高柳委員長よろしくお願いいたします。</p>
高柳委員長	<p>それでは、議事の1番「第2次健康増進計画の概要について」を、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (健康支援課長)	<p>それでは、資料2・資料3について御説明させていただきます。</p> <p>まず資料2、苫小牧市健康増進計画についてでございます。先ほども設置要綱で述べましたが、健康増進法第8条第2項において、市町村は、都道府県健康増進計画を勘案して、住民の健康増進の推進に関する施策についての計画を定めるよう努めることとなっております。</p> <p>したがって、本計画は国や北海道が設定した目標を勘案しつつ、具体的な各種の施策、事業等に関して、苫小牧市の実情を踏まえ重点化し、目標を設定しております。</p> <p>次に、第1次計画であります、「健やかとまこまい step1」の概要を簡単に御説明いたします。なお、第1次健康増進計画につきましては、委員の皆さまへ事前に郵送をしております。</p> <p>第1次は平成25年度から29年度までの5か年の計画となっております。その概要をまとめたものが、資料2の真ん中のところでございます。基本となる3本の柱といたしまして、生活習慣の改善、生活習慣病の予防、良好な健康づくり環境といった基本方針を掲げて各種事業に取り組んで参りました。</p> <p>ここで国や北海道の計画と比較して説明したいと思いますので、資料3を御覧ください。左側に国が掲げている、21世紀における国民健康づくり運動として、基本的な動向や健康増進の目標に関する事項を定めたもの、いわゆる健康日本21というものがございます。その目標項目としてあるものが、表に記載の項目となっております。</p> <p>中央にありますのが北海道です。健康日本21の基本方針は変わらず、北海道健康増進計画となる「すこやか北海道21」というものを策定しております。この目標項目に合わせまして、具体的な目標や指標の設定がされたものとなっております。</p>

	<p>そして右側にあります、本市の計画「健やか苫小牧 step 1」につきましては、平成25年度からの5か年計画でしたが、今回 step 2を策定する際には、国や道の計画期間に合わせて平成34年度までの計画を策定していきたいと考えております。また、比較しておわかりかと思いますが、北海道のところに網掛けがされている、循環器疾患・糖尿病対策について、step 1では取組が弱かったところと考えておりますので、生活習慣病の重症化予防なども今後は力を注いでいかなければならないと考えております。</p> <p>それでは、先ほどの資料2にもう一度お戻りください。資料2の下段にあります step 2の内容になりますが、これから策定する step 2につきましては、記載されています3つの方針をキーワードとして考えております。</p> <p>まず、生活習慣病対策。これは先ほど説明いたしましたとおり、第1次計画を継承しつつ新たな視点での立案を行っていくこととなります。次に、自殺対策です。自殺対策基本法において、市町村計画が義務化されたということから、苫小牧市の自殺対策推進計画を包含させたものとして考えていきたいと思っております。そして、3つ目はがん対策ですが、本年4月に苫小牧市がん対策推進条例が施行されましたので、これに基づいたがん対策推進計画を包含させたものとした計画にしていきたいと思っております。</p> <p>以上、3つの視点をもった第2次計画を作成していきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。私からの説明は以上です。</p>
高柳委員長	<p>事務局から説明がありましたが、委員の皆さんから御質問、御意見などございますか。</p> <p>なければ後ほど時間を設けますので、次の議事に進みたいと思います。</p> <p>次に、議事2「市民アンケート実施について」を、事務局から説明お願いします。</p>
事務局 (健康支援課主事)	<p>それでは、続きまして資料4の苫小牧市健康づくりアンケートについて御説明いたします。こちらのアンケートは、生活習慣の状況や健康診断やがん検診といった健康管理の状況、市民がもつ健康のイメージなどについて調査するものです。調査対象は、15歳以上の市民から無作為抽出した3000人としておまして、7月14日頃に発送し、7月末までに御回答をいただく予定で進めてまいりたいと考えております。なお、第1次健康増進計画策定の際にも同様のアンケートを実施しておりますが、今回実施するアンケート結果との比較を行い、第1次健康増進計画の評価を実施するため、質問項目の大幅な変更はしていませんが、追加した項目など</p>

について説明をさせていただきます。

1 ページ目の問 2 を御覧ください。若年期の健康づくりに関する意識を把握し、施策実施の参考としたいことから、前回の 20 歳以上から 15 歳以上の年代に引き下げてアンケートを実施するために、10 代の項目を追加しております。

次に問 3 を御覧ください。こちらは加入保険の種別による健康意識全般を把握したいために、質問を追加しております。

次に 2 ページの問 4 を御覧ください。今回は職業を問いましたが、職種のみではなく、職種形態別による健康意識全般を把握したいため、質問事項を変更しております。

次に 3 ページの問 12 から問 13 を御覧ください。こちらは自殺願望についての問いになりますが、本計画において自殺対策推進計画を包含することから、自殺に対する意識を把握するために、厚生労働省が実施しております「自殺対策に関する意識調査」の質問項目を引用し、追加をしております。また、問 14 についても、本計画において自殺対策推進計画を包含することから、質問項目を追加しております。

次に下の方の問 16 を御覧ください。こちらは、喫煙習慣の質問となっておりますが、こちらは、前回の質問項目の中で加熱式たばこですとか電子たばこことといった表現を含めております。

次に 4 ページの問 18 を御覧ください。こちらは受動喫煙に関する項目になりますが、第 2 次計画において禁煙対策に関する施策を検討したいために追加をしております。

下の方の問 24 を御覧ください。こちらは、歯の検診に関する項目ですが、苫小牧市において平成 28 年度から歯周病検診を実施していますことから、実態を把握するために追加をしております。

次に 5 ページの問 25 を御覧ください。こちらについても歯周病検診を実施していることのほかに、循環器疾患や糖尿病に関する意識を把握するために追加をしております。

次に問 28 から次のページの問 34 まで、がん検診に関する項目となっております。こちらは、先ほど説明にもありました通り、本計画において苫小牧市がん対策推進条例に基づいたがん対策推進計画を包含することから、前回のアンケートの時より項目を追加しております。次に 7 ページの問 40 を御覧ください。こちらは、健康診断やがん検診の受診率増加のきっかけを模索するために、項目を追加しております。

次に 8 ページの問 41 から問 42 を御覧ください。こちらは、日常又は健診結果などから意識を把握するために項目を追加しております。

	<p>最後に問43を御覧ください。こちらは健康増進計画と連動している計画の認知度を把握するために項目を追加しております。</p> <p>私からの説明は以上になります。</p>
高柳委員長	<p>事務局から説明がありましたが、委員の皆さんから御質問、御意見などございますか。</p>
佐藤（芳）委員	<p>問16について、普通の喫煙と電子たばこなどは少し違うのではないかと思いますので、設問を分けた方がよいのではないかと思います。</p>
高柳委員長	<p>電子たばこの喫煙習慣と普通のたばこの喫煙習慣は別だということですね。2つに分けたとすると、「電子たばこの習慣がありますか」ということになりますね。要するに、考え方としては「電子たばこの喫煙習慣がありますか」という設問を別につくるか、あるいは「加熱式たばこ、電子たばこを含む」というのを削除するかということになります。前回アンケートには電子たばこなどの記載は無かったと思います。分けたとして、電子たばこの喫煙習慣の調査結果は、計画に影響ございますか。電子たばこにニコチンが入っているのもあるのでしょうか。</p>
深澤委員	<p>正確ではないのかも知れませんが、私の思っているところだと、電子たばこにはニコチンが含まれています。加熱式たばこの方は、ニコチンが入っていないものを水蒸気として出しているの、ニコチンが入っていないと思うのですが、厚労省が出している30年度からの特定健診、特定保健指導の質問表には、喫煙習慣のところ加熱式たばこ電子たばこを含むという表記に変わっているのを見たので、表記してもいいのではないかと思います、確認が必要になると思います。</p>
高柳委員長	<p>水蒸気だけ吸うのはいいのではないかとということにもなりますが、それについて努力して質問するというのはどうかというのがありますね。厚労省の質問表では、今回のアンケートと同じような質問になるということですか。</p>
佐藤（法）委員	<p>今、お話いただきましたように、国の特定健診の方にはこのような表記がございます。おそらく加熱式たばこや電子たばこの健康被害の部分のデータがまだ揃っていないので、それだけで問うまでの問題じゃない中で、電子たばこなどを吸うことが、違う喫煙習慣であるという捉えがあるので、含むという風にしないと、普通のたばこを吸っていないから自分は吸っていないという風になる。それを加味しているのではないのかなと思います。私としては、喫煙している人と問うのであれば、消したほうがいいのではないかなと思っています。</p>
高柳委員長	<p>電子たばこなどの喫煙習慣を広い意味で捉えるという訳ですよ。設問としては喫煙習慣のちょっと外側、ボーダーにある人もつかまえるという</p>

	風に考えると、この質問でもいいのかなと。
佐藤（芳）委員	最初に質問したのは、健康被害のことを考えていて、実際健康被害はないのではという風に質問をいたしました。習慣として捉えるのであれば、この設問で構わないかと思えます。
高柳委員	いわゆるニコチン依存ではないけれども、それに近い状態ということで、この質問でいくということによろしいでしょうか。この結果が出てからまた具体的なことが２回目、３回目の会議で意見が出ると思えます。 ほかにございますか。
佐藤（法）委員	問２８からのがん検診のところになります。今回のアンケートは１５歳以上に発送ということになった時に、問２８、２９も１５歳以上の方を含む形で聞き取るという風に捉えるのでしょうか。
高柳委員長	アンケートをとるのは１５歳以上。がん検診の設問は全員に配るということですよ。
事務局 （健康支援課主査）	まず、問２８の方で受けていないと答えていただいた方は、問３０に移る形となっております。問３０の中に１０番で「対象の年齢になっていない」という部分を選択していただければという意図で作成したのですが、見にくい、混乱するというのであれば構成を考え直していきたいと思っています。
高柳委員長	いかがでしょうか。
佐藤（法）委員	実際に１０代でがん検診を受ける方はいるのでしょうか。無いとするのならば、問２８の段階で１０代の方は全て問３０の１０番に移行するという捉え方も設問に必要だと思います。
事務局 （健康支援課主査）	佐藤委員の御意見のとおり、問２８に「受けた・受けていない」又は「対象の年齢ではない」というような表記をした方が、１０代の方にはわかりやすい設問かと思えますので、変更を検討していきたいと思えます。
高柳委員長	他にございますか。
片岡副委員長	１つは問１２です。こちらは厚生労働省の項目を引用しているということですが、「本気で自殺したい」というこの本気という言葉が入っている理由を教えてください。
事務局 （健康支援課主事）	こちらは厚生労働省で「自殺対策に関する意識調査」というものを行っておりまして、その中の設問の方でも「本気で自殺したいと考えたことがありますか」という記載になっております。
片岡副委員長	この本気という言葉が入っている理由があるのか御存知だったら教えてください。

事務局 (健康支援課主査)	同じに設問にした理由としましては、国の調査結果と苫小牧市の現状とを比較できるのではないかという意図を理由としています。ただし、本気という表現の意図は把握しておりません。
片岡副委員長	ありがとうございます。あとは、問21のアルコールの摂取量について、「日本酒換算はどのくらいですか」と記載されておりますが、大抵の人はアルコール濃度をわからないし、耐ハイが1缶で1合だといってお酒を飲む人が真面目に計算して書く人はいないと思います。それでもざっくりわかればいいからこれでいいとするのか、本当にきちんとみるのであれば、何を何杯飲むって書いてもらった方が、正しいのかなど。 意見として言わせていただきます。
事務局 (健康支援課主査)	御意見ありがとうございます。この設問は、前回のstep1の時と全く同じ設問になっております。今いただいた意見を、もう一度事務局で検討したいと思います。
高柳委員長	ほかの委員から御意見はございますか。 よろしいでしょうか。それでは、この市民アンケートについてはこれまでといたしまして、その他事務局から何かございますか。
事務局 (健康支援課主事)	今回配布いたしましたアンケートでございますが、本来であれば事前配布するべきところ、当日配布となってしまいましたので、今回十分にご覧頂く時間がなかったと思います。この会議終了後に再度、御一読いただきまして、御質問や御意見がございましたら、7月7日(金)までに健康支援課の方へ御連絡くださいますようお願いいたします。
高柳委員長	ほかにごございますか。
板野委員	私は、市の町連を代表して参加させていただきました。苫小牧市には86の町内会が存在しております。いずれの町内会も小中学校の運営に深い関わりをもっておりまして、私もその1人でございます。ここ数年、学校の校長、それから教頭も含めてですが、子どもの不登校で非常に悩んでおりました。今朝、新聞を見ましたら、苫小牧市の小中学生の不登校の記事が大きく出ておりました。私の希望は、学校の子どもの不登校に関して専門的な立場から救ってあげるような施策を取り入れていただきたいことです。今朝の新聞を見ますと、いじめが原因ということは数少ないのです。何が多いかといたら、無気力ですとか病的なことが書いていました。今日は専門的な方々がいらしていますので、皆さまの協力の中で少子高齢化の中にある子ども達を、健全な育成をするためにも子どものことにももう少し重きを置いてもらいたいということをお願い申し上げたいと思います。以上でございます。
高柳委員長	ありがとうございます。そういった問題は医師会の中でも議論にはなっ

	<p>ていますし、色々な問題があつて解決しなければと考えています。実際のことを言いますと、色々な子どもの問題にどう関わっていくかというのが我々自身も頭を抱えているところです。いずれにしろ、この問題に関しても関係者に集まっていただいて、議論していかなければいけないと考えています。</p> <p>ほかにはありますでしょうか。今回は顔合わせとスケジュールの確認というところが主な議題だろうと思いますけれども、ほかに関心をしたい委員がいらっしゃいましたらどうぞ。</p> <p>よろしいでしょうか。それでは事務局からほかにございますか。</p>
<p>事務局 (健康支援課長補佐)</p>	<p>それでは事務局の方から今後のスケジュールにつきまして、お手元の資料5に沿って御説明させていただきます。第2次健康増進計画策定に向けた平成29年度のスケジュールについてでございますけれども、まず初めに、今年度開催いたします健康づくり推進協議会につきまして、本日を含めまして8月、10月、11月、1月の計5回を予定しております。第1回目となります本日の議事につきまして、計画の概要及びアンケート調査の実施についてということでございました。本日の協議結果を踏まえて7月14日から7月31日までの期間で、対象年齢15歳以上3000人を対象に苫小牧市健康づくりアンケート調査を実施いたします。8月開催の第2回健康づくり推進協議会の議事につきましては、アンケート調査の実施結果、第1次苫小牧市健康増進計画の施策の実施結果及び評価についてでございます。続きまして10月開催の第3回・11月開催の第4回健康づくり推進協議会につきましては、計画案の検討となっております。この計画案をもちまして、12月中旬から1月中旬までの30日間でパブリックコメントを実施いたしまして、お寄せいただいた御意見を参考に、平成30年1月開催の第5回健康づくり推進協議会で計画案を確定いたします。その後、3月に開催されます苫小牧市議会への報告といった流れで、健康増進計画の策定に向けて進めて参ります。次回の第2回目の協議会の開催につきましては、8月28日月曜日を予定しております。後日改めて通知の方をさせていただきますので、よろしく願い申し上げます。事務局の方からは以上でございます。</p>
<p>高柳委員長</p>	<p>今の説明で何かご質問ありますでしょうか。</p> <p>質問がなければこれで全ての議事が終了いたしましたので、本日の協議会を終了いたします。皆さま御協力ありがとうございました。今後もよろしくお願いいたします。以上で終わります。</p>

事務局 (健康支援課長補佐)	高柳委員長ありがとうございました。以上をもちまして、第1回苫小牧市健康づくり推進協議会を閉会いたします。お忘れ物のごきませんよう気をつけてお帰りくださいませ。
-------------------	---